

短期入所生活介護 故郷一高野
(介護予防) 短期入所生活介護 (併設型)
運 営 規 程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東輝会特別養護老人ホーム故郷一高野が指定短期入所生活介護(介護予防を含む)事業(以下「事業所」という。)を適正に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の目的)

第2条 事業所は、利用者が自立した居宅生活を継続できるよう日常生活上の援助を行うことにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう、短期入所生活介護サービス(以下「短期サービス」という。)を適切に提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第3条 事業所は次に掲げる運営方針に基づき、短期サービスを行う。

- (1) 利用者の選択と自己決定を尊重し、その権利を擁護するとともに個人の尊厳を配慮して個別サービスを実施し、選ばれる事業所を目指す。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視し、地域の関係機関との連携強化に努め、関係法令や社会的ルールを遵守し、拓かれた事業所を目指す。
- (3) 職員の質の向上と専門性を高め、より質の高いサービスを提供できる事業所を目指す。
- (4) 利用者が自立した居宅生活を継続できるよう日常生活上の援助を行うことにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
短期入所生活介護 故郷一高野	広島県庄原市高野町新市柏奥 5177 番地の 1

(事業所の定員)

第5条 事業所の利用定員は10人とし、短期入所1ユニット10人の全室個室とする。

- 2 事業所の長(以下「管理者」という。)は、前項に規定する定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	人 数	職 務 内 容
管理者	1名(常勤)	事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
事務員	2名(常勤)	事業所の庶務及び会計事務を行う。
生活相談員	1名(常勤)	利用者の日常生活についての相談、援助及びこれらの計画立案を行う。又入所退所に係る業務を行う。

介護職員	3名（常勤） 1名（非常勤）	利用者の日常生活に必要な介護、指導、援助を行う。
看護職員	1名（常勤）	利用者の健康管理、保健衛生業務を行う。
機能訓練指導員	1名（非常勤）	利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行う。
栄養士補助	1名（非常勤）	利用者の食事全般に係る栄養指導等を行う。
調理員	3名（常勤） 2名（非常勤）	施設で提供する食事の調理業務
医師	1名（非常勤）	利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

（職員の勤務体制）

第7条 事業所の職員の勤務体制は、社会福祉法人東輝会就業規則の定めるところによる。

第3章 入所・退所等

（開始）

第8条 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期サービスの提供の開始から終了に到るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

2 管理者は、前項の短期サービスを提供するときは、当該利用希望者の介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認するものとする。

3 管理者は、前項の確認において、要介護認定の申請が行われていない利用者については、その者又はその家族の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

4 管理者は、予め当該利用者又はその家族に対し、この規程の概要その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。

（終了）

第9条 利用者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、サービスの提供を終了する。

- (1) 当該サービスの利用申し込み期間が満了した場合
- (2) 当該利用者がサービスの提供を拒否した場合
- (3) サービスの提供を開始する際の健康調査により、当該利用者が体調不良であった場合
- (4) サービスの提供中に体調不良となった場合
- (5) 他の利用者の生命、また健康に重大な影響を与える行為があった場合

2 管理者は、サービスの提供の終了にあたっては、利用者及びその家族の希望を勘案し、サービスの提供の終了した後についての必要な援助を行うものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料等

（短期サービス計画）

第10条 生活相談員は、利用者の有する能力、心身の状況、置かれている環境等を評価し、利用者が自立した生活を営むことができるよう、短期サービス計画を作成する。

- 2 生活相談員は、短期サービス計画の作成にあたっては、利用者及びその家族等の希望、解決すべき課題等を把握し、短期サービスの提供にあたる職員と協議の上、作成するものとする。
- 3 生活相談員は、短期サービス計画を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 生活相談員は、短期サービス計画の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて短期サービス計画の変更を行うものとする。

(短期サービスの内容)

第 11 条 短期サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 第 10 条に規定する短期サービス計画に基づく、食事、入浴、排せつ、離床、着替え、整容等の介護
- (2) 利用者の心身の状況等を踏まえ、生活機能の維持・改善のための機能訓練の実施
- (3) 利用者又はその家族からの相談に対する必要な援助
- (4) 健康管理
- (5) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
- (6) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽等に関するレクリエーション、行事等の実施

(利用料等)

第 12 条 短期サービスに係る利用料は、別表 1 のとおりとする。

- 2 前項に規定する利用料のほか、利用者が負担する費用は、別表 2 のとおりとする。
- 3 管理者は、前 2 項に規定する利用料及び費用の 1 ヶ月当たりの支払額について、利用者又はその家族等に予め説明し、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施区域)

第 13 条 通常の送迎の実施区域は、高野町、比和町、口和町、西城町、旧庄原市とする。

第 5 章 事業所利用上の留意事項

(事業所利用上の留意事項)

第 14 条 利用者は、事業所の利用にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所の居室、共用施設、共用設備及び敷地を本来の用途に従って利用すること
- (2) 事業所及び事業所の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと
- (3) 利用者相互の親睦を図り、施設内の風紀秩序の維持に努めること
- (4) 他の利用者に対し、勧誘、強要、その他迷惑行為を行わないこと
- (5) 火気の取扱いに注意すること
- (6) 外出する場合は、管理者にその旨を届け出ること

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 15 条 管理者は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する防災計画・消防計画

を定め、職員に周知徹底するものとする。

- 2 管理者は、前項に定める防災計画・消防計画に基づき定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。但し、内1回は夜間又は夜間想定訓練とする。

第7章 その他事業所の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応等)

第16条 管理者は、利用者に対する短期サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

(緊急時の対応等)

第17条 事業所は、利用者の病状等において急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師又は協力医療機関への連絡、救急車の要請等必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第18条 利用者及びその家族等からの苦情の対応については、社会福祉法人東輝会苦情対応規程の定めるところによる。

(虐待防止・身体的拘束等廃止のための措置)

第19条 施設長は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設長は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための措置)

第20条 管理者は、感染症及び食中毒の発生又はまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理及び衛生上必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関)

第21条 事業所の嘱託医並びに協力医療機関の名称及び所在地は次の表のとおりとする。

	名 称	所 在 地
嘱 託 医	庄原市高野診療所	庄原市高野町新市 1150-1
	庄原赤十字病院	庄原市西本町 2-7-10
協力医療機関	庄原市高野歯科診療所	庄原市高野町新市 1227-1

(秘密保持等)

第 22 条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族に関する一切の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、施設が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人東輝会個人情報保護管理規程に基づき、適切に管理するものとする。

(地域との連携)

第 23 条 管理者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

2 管理者は、利用者の生活に支障のない範囲で、事業所の土地、建物、設備等を地域社会のために供するものとする。

(記録の整備)

第 24 条 管理者は、施設の設定、職員及び会計に関する記録、利用者に対する施設サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人東輝会文書保存規程に定める期間保存するものとする。

附則

1. 平成 26 年 4 月 1 日施行の規程は全面改正とし、本規程を平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 27 年 10 月 1 日 事務員 1 名削除
3. 平成 27 年 12 月 27 日 看護職員 1 名追加
4. 平成 28 年 2 月 1 日 看護職員 1 名追加
5. 平成 28 年 4 月 1 日 介護支援専門員変更
6. 平成 28 年 6 月 1 日 介護支援専門員変更
事務員 1 名追加
7. 平成 28 年 12 月 1 日 第 13 条に送迎の実施区域追加
8. 平成 28 年 8 月 1 日 介護職員 1 名追加
9. 平成 28 年 8 月 8 日 介護職員 1 名追加
10. 平成 28 年 10 月 1 日 介護職員 1 名削除
11. 平成 28 年 10 月 17 日 介護職員 1 名追加
12. 平成 28 年 12 月 31 日 介護職員 1 名削除
13. 平成 29 年 3 月 31 日 介護職員 1 名削除
14. 平成 29 年 6 月 1 日 介護職員 1 名追加
15. 平成 29 年 8 月 28 日 介護職員 1 名追加
16. 平成 29 年 10 月 1 日 介護職員 2 名追加
17. 平成 30 年 4 月 1 日 第 4 条 所在地（地番）変更
18. 平成 31 年 4 月 1 日 看護職員 1 名追加
19. 令和元年 9 月 1 日 介護職員 2 名削除
20. 令和 2 年 6 月 1 日 第 6 条変更
21. 令和 3 年 1 月 1 日 第 6 条変更 生活相談員変更

- | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------------------|
| 22. | 令和3年4月1日 | 第16条別表1 変更 |
| 23. | 令和3年8月1日 | 第16条別表2 変更 |
| 24. | 令和4年2月25日 | 第6条変更 |
| 25. | 令和4年10月1日 | 第6条（介護職員・看護職員）変更
第12条別表1 1行追加 第12条別表2 1行削除 |
| 26. | 令和5年4月1日 | 第6条（介護職員・調理員）変更
第19条変更 |
| 27. | 令和5年10月1日 | 第2条 別表 1 変更 |
| 28. | 令和6年1月1日 | 第6条（介護職員・管理栄養士・調理員）・第13条
及び第19条変更 |
| 29. | 令和6年8月1日 | 第12条別表2 の変更 |
| 30. | 令和6年9月1日 | 第6条の変更（管理栄養士・調理師） |

別表 1 (短期サービスに係る利用料)

(1) 介護保険給付対象となる利用料金 (1日につき) (円)

ユニット型 I	負担 割合	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額	1割	529	656	704	772	847	918	987
	2割	1,058	1312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
	3割	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

(2) 事業所の体制に係る加算 (1日につき)

	項 目	金 額
○	サービス提供体制強化加算 (I) イ	22 円
	夜勤職員配置加算 (II)	18 円 (除・要支援)
○	介護職員等処遇改善加算 (I)	給付対象利用料金の 14/100
○	長期利用減算 (連続して 30 日を越えて利用)	1 日 △30 円
○	長期利用減算 (連続して 31 日越えて 60 日利用)	1 日 △30 円
○	長期利用減算 (連続して 61 日以降を利用)	1 日 △32 円

(3) その他必要に応じ算定する加算 (1日につき)

○	送迎加算 (片道)	184 円
○	緊急短期入所受入加算	90 円 (7 日間を限度として)

別表 2 (利用者が負担する費用)

(1) 食事の提供及び居住に要する費用 (1日につき)

食費 (1日につき)	1,445 円
朝食	405 円
昼食	520 円
夕食	520 円
事業所が提供する特別な食事に係る費用	実費
事業所外の飲食店からの出前・購入及び外食の費用	実費
滞在費	2,066 円

(2) その他日常生活上必要な費用

その他の日常生活費	1日 70円
特別な食事	実費
理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動	実費
電気代(1台当り)	テレビ 60円/日・その他製品 40円/日
テレビ使用料(貸出)	150円/日(電気代込)
酸素濃縮器に係る電気代	50円/日
高速道料金	実費
送迎代(通常の事業実施地域外への送迎)	1km当り 30円
日常生活品購入費	実費
複写物交付費	白黒1枚 10円 ・ カラー1枚 50円

※その他の日常生活費は、入浴用タオル、バスタオル、石鹸、シャンプー、リンス、保湿液が含まれます。